

こんなことで お困りではないですか

生活に
困っている

仕事が
見つからない

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください

家賃を
払えない

将来が
不安

病気で
働けない

近所の人と
交流を持ちたい

家族の
ことで
悩んでいる

社会に
出るのが
怖い



働きたくても働けない
生活がきついなど、
まずはお困り事を
聞かせてください。
相談支援員と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族など、まわりの方からの
相談でも受付いたします。

ご相談は自立支援担当の相談窓口にご連絡ください。



〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市福祉総合支援課 福祉相談係 ☎046-225-2895 (直通)

生活にお困りの方への自立支援事業を実施します。

就職 **住居** **子どもの学習** 等をサポートします。

生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方(生活困窮者)はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失うおそれのある方に、就職に向けた活動することなどを条件(※①)に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業



社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムによって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

生活困窮世帯の子どもの学習支援

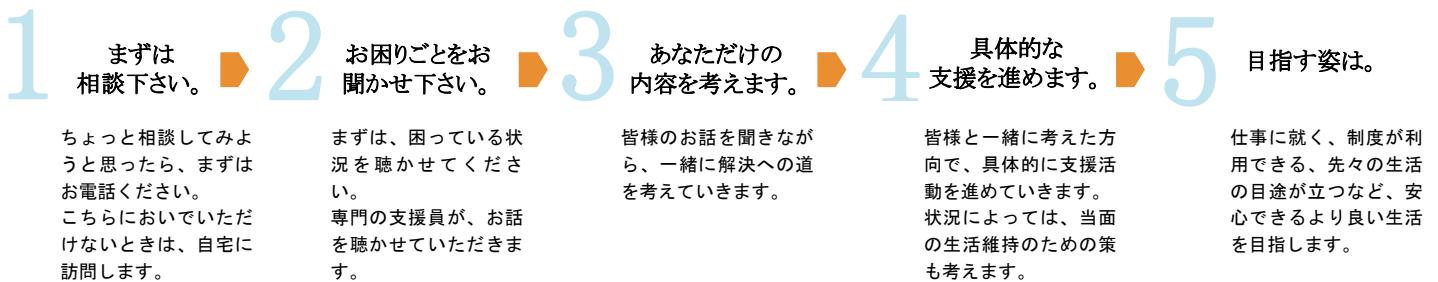


子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※① 「住居確保給付金の支給」、「就労準備支援事業」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。
 ※② 各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>



<こんな支援を行います。>

